

鳥取県災害時福祉支援チーム設置運営要綱 新旧対照表

改正案	改正前
<p>(派遣)</p> <p>第7条 県は、第5条の派遣基準に基づき福祉チームを派遣する必要があると認めるときは、派遣内容を検討のうえ、派遣元となる協定締結団体に対して福祉チームの派遣要請を行う。</p> <p>なお、派遣要請は鳥取県災害時福祉支援チーム派遣依頼書（様式第10号）により行うものとするが、災害の状況等により緊急を要する場合は、口頭による要請も可とし、後日、要請書の提出を行うこととする。</p> <p>2 知事から派遣要請を受けた協定締結団体の長は、速やかに派遣の可否を判断し、その結果を知事に報告し、派遣が可能なときは、第3条第3号に規定する鳥取県災害時福祉支援チーム先遣隊等要員登録名簿に掲載された者（以下、「福祉チーム先遣隊等要員」という。）のうち、災害時における福祉チームの事務局（以下、「福祉チーム事務局」という。）の責任者となる者を派遣する。</p> <p>3 福祉チーム事務局は、鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局福祉保健課内に置き、福祉チーム先遣隊等要員で構成するものとする。</p> <p>4 福祉チーム事務局は、被災市町村への先遣隊の派遣、福祉チーム員の編成及び派遣を行う。<u>ただし、災害の状況等により緊急を要する場合は、協定締結団体の長が口頭で派遣指示することも可とし、後日、改めて福祉チーム事務局が文書により派遣指示するものとする。</u></p> <p>5 先遣隊は、被災地の情報収集、被災地における災害時福祉チーム活動拠点の設置を行う。</p> <p>6 福祉チームのリーダーは、各日の福祉チームの活動状況等について記録するとともに、鳥取県災害時福祉支援チーム活動記録報告書（様式第11号）を福祉チーム事務局へ提出し、福祉チーム事務局はこれを取りまとめの上、知事に報告するものとする。</p> <p>7 福祉チーム派遣終了時は、福祉チーム事務局は、鳥取県災害時福祉支援チーム活動終了報告書（様式第12号）により知事に報告するものとする。</p> <p>8 福祉チームの他の都道府県への派遣に関する事項については、別に定めるものとする。</p>	<p>(派遣)</p> <p>第7条 県は、第5条の派遣基準に基づき福祉チームを派遣する必要があると認めるときは、派遣内容を検討のうえ、派遣元となる協定締結団体に対して福祉チームの派遣要請を行う。</p> <p>なお、派遣要請は鳥取県災害時福祉支援チーム派遣依頼書（様式第10号）により行うものとするが、災害の状況等により緊急を要する場合は、口頭による要請も可とし、後日、要請書の提出を行うこととする。</p> <p>2 知事から派遣要請を受けた協定締結団体の長は、速やかに派遣の可否を判断し、その結果を知事に報告し、派遣が可能なときは、第3条第3号に規定する鳥取県災害時福祉支援チーム先遣隊等要員登録名簿に掲載された者（以下、「福祉チーム先遣隊等要員」という。）のうち、災害時における福祉チームの事務局（以下、「福祉チーム事務局」という。）の責任者となる者を派遣する。</p> <p>3 福祉チーム事務局は、鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局福祉保健課内に置き、福祉チーム先遣隊等要員で構成するものとする。</p> <p>4 福祉チーム事務局は、被災市町村への先遣隊の派遣、福祉チーム員の編成及び派遣を行う。</p> <p>5 先遣隊は、被災地の情報収集、被災地における災害時福祉チーム活動拠点の設置を行う。</p> <p>6 福祉チームのリーダーは、各日の福祉チームの活動状況等について記録するとともに、鳥取県災害時福祉支援チーム活動記録報告書（様式第11号）を福祉チーム事務局へ提出し、福祉チーム事務局はこれを取りまとめの上、知事に報告するものとする。</p> <p>7 福祉チーム派遣終了時は、福祉チーム事務局は、鳥取県災害時福祉支援チーム活動終了報告書（様式第12号）により知事に報告するものとする。</p> <p>8 福祉チームの他の都道府県への派遣に関する事項については、別に定めるものとする。</p>

附 則

この要綱は、平成31年2月20日から施行する。

鳥取県災害時福祉支援チーム マニュアル 新旧対照表

改正案	改正前
<p>鳥取県災害時福祉支援チームマニュアル 総論編 <u>制定 平成30年1月4日</u></p> <p>1～5 略</p> <p>鳥取県災害時福祉支援チームマニュアル 活動編 <u>制定 平成30年1月4日</u> <u>改正 平成31年2月20日</u></p> <p>第1章～第2章 略</p> <p>第3章 チーム員の活動</p> <p>2 災害発生時の待機から派遣指示まで</p> <p>(2) 派遣指示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・派遣の指示は「鳥取県災害時福祉支援チーム派遣指示書」(様式1)で行う。 ・派遣指示を受けた場合、福祉チーム先遣隊等要員及び福祉チーム員登録者は、まずは被災地の天候状況等も踏まえて自分の健康状態を確認する。派遣に適さない状態であれば決して無理をせず、辞退を申し出る。 ・福祉チーム事務局要員は県福祉保健課へ集合し、福祉チーム事務局を設置する。 ・福祉チーム事務局は、先遣隊の編成、被災自治体への連絡など、先遣隊の派遣調整を行う。 ・先遣隊等登録員は福祉チーム事務局等と連絡を取り合い、集合場所・時間を確認するとともに、集合場所までの交通手段の確保をする。 ・広域停電や通行止めなどの交通状況により、集合できない場合は、早めに福祉チーム事務局等と連絡を取り、対応策を検討する。 <u>・派遣指示にあたり、災害の状況等により緊急を要する場合は、協定締結団体の長が口頭により指示することも可とし、後日、福祉チーム事務局は指示書を交付するものとする</u> 	<p>鳥取県災害時福祉支援チームマニュアル 総論編</p> <p>1～5 略</p> <p>鳥取県災害時福祉支援チームマニュアル 活動編</p> <p>第1章～第2章 略</p> <p>第3章 チーム員の活動</p> <p>2 災害発生時の待機から派遣指示まで</p> <p>(2) 派遣指示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・派遣の指示は「鳥取県災害時福祉支援チーム派遣指示書」(様式1)で行う。 ・派遣指示を受けた場合、福祉チーム先遣隊等要員及び福祉チーム員登録者は、まずは被災地の天候状況等も踏まえて自分の健康状態を確認する。派遣に適さない状態であれば決して無理をせず、辞退を申し出る。 ・福祉チーム事務局要員は県福祉保健課へ集合し、福祉チーム事務局を設置する。 ・福祉チーム事務局は、先遣隊の編成、被災自治体への連絡など、先遣隊の派遣調整を行う。 ・先遣隊等登録員は福祉チーム事務局等と連絡を取り合い、集合場所・時間を確認するとともに、集合場所までの交通手段の確保をする。 ・広域停電や通行止めなどの交通状況により、集合できない場合は、早めに福祉チーム事務局等と連絡を取り、対応策を検討する。

【様式4】

作成日 年 月 日

鳥取県災害時福祉支援チーム活動計画書

リーダー：

1 派遣期間：平成 年 月 日()～ 月 日()

2 派遣先： 県 市・町・村

現地災害対策本部：住所

TEL

担当者

3 活動計画・方針 活動先 町・地区 避難所

(1) 活動方針

(2) 活動計画

日目	AM	PM
1		
2		
3		
4		
5		

4 追加派遣等の可能性

5 その他の情報

【様式4】

作成日 年 月 日

鳥取県災害時福祉支援チーム活動計画書

リーダー：

1 派遣期間：平成 年 月 日()～ 月 日()

2 派遣先： 県 市・町・村

現地災害対策本部：住所

TEL

担当者

3 活動計画 活動先 町・地区 避難所

日目	AM	PM
1		
2		
3		
4		
5		

4 追加派遣等の可能性

5 その他の情報